

【食品等輸入届出とは】

販売又は営業上使用する食品等を輸入する場合は、その安全性確保の観点から食品衛生法第27条に基づき、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられています。

※輸入届出を行わない食品等については、販売又は営業上使用することは出来ません

